

# 大阪ホーチミン社労士事務所本店新聞

VĂN PHÒNG TƯ VẤN LAO ĐỘNG VÀ BẢO HIỂM XÃ HỘI OSAKA- HỒ CHÍ MINH tru sở chính

日本とベトナムの労務管理に関する情報新聞



発行所：〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 3-20-9-705

連絡先電話：06-6131-4922 F A X：06-6131-4933 Email：「info@ocsr.jp」

この新聞は大阪ホーチミン社労士事務所がお送りする労務管理に関する情報提供用労務管理新聞です。  
名刺交換をさせていただいた方などにも配布させていただいております。

今後新聞が不要であれば、お手数ですが口にチェックを入れ、ご氏名をご記入の上、上記まで FAX をご送信ください。

→口ご氏名：

## 【7月は「うつ病」です】

厚生労働省の発表では、うつ病の発症率は「過去12ヶ月間に診断基準を満たした人の割合は2.2%、生涯有病率（調査時点までに診断基準を満たしたことがある人の割合）は6.5%」となっています。

社員がうつ病になった場合、会社はどうしたらいいのでしょうか。

### ★性別、年齢の傾向は？

厚生労働省の発表では、以下の傾向があります。

(1) 女性は男性の2倍、うつ病になりやすい。  
→うつ病が女性に多いことは、世界的な傾向である。男女差の原因としては、思春期における女性ホルモンの増加、妊娠・出産など女性に特有の危険因子や男女の社会的役割の格差などが考えられている。

(2) うつ病は、若年層と中高年層に高頻度にみられる。  
→うつ病の経験者は若年層と中高年層の2つの年齢層に多く、中高年層には多様な心理的負担がかかっている可能性が多い。

### ★周囲が気付く変化とは？

厚生労働省の発表では、以下の変化があります。

うつ病を疑うサインー周囲が気づく変化

1. 以前と比べて表情が暗く、元気がない
2. 体調不良の訴えが多くなる
3. 仕事能力が低下、ミスが増える
4. 周囲との交流を避けるようになる
5. 遅刻、早退、欠勤が増加する
6. 外出をしなくなる
7. 飲酒量が増える

### ★会社はどうしたらいいの？

上司の対応がポイントです。

まず、安全配慮義務があります。

労働契約法5条によれば、「労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする」と使用者の義務が定義されています。

安全配慮義務を果たすためには、個人の健康について情報を得て、保健指導を含む適切な就業上の措置を講ずることが求められています。

→仕事をしても問題ないのかどうかの情報を得るために「診断書」の提出を求めましょう。

次に、個人情報の取扱いに注意します。

個人情報保護法の「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」によれば、「社員の健康情報の共有はもちろん、情報を収集する際も、原則として総て本人の同意を得なければならない。さらに上司や同僚にも病名などの個人情報を守秘するよう徹底しなければならない」とされています。

→本人の同意と、上司には会社から守秘義務を徹底しましょう。

ご不明な点は弊社まで



## 【編集後記】

5月の10連休に大阪のミャンマー料理の店へ行ってきました！



ミャンマーは「こめ」文化の国です。  
カレーは最もポピュラーなおかずの一つです。  
インドと国境が隣接しているためです。

むちゃくちゃおいしい・・・

日本のカレーとは全く違います。

ミャンマーカレーは、玉ねぎをスパイスと炒めたものに、具を加えて煮込み水分を蒸発させて、具の表面が油で覆われています。

最初に見るとびっくりされる方もいるかもしれません。

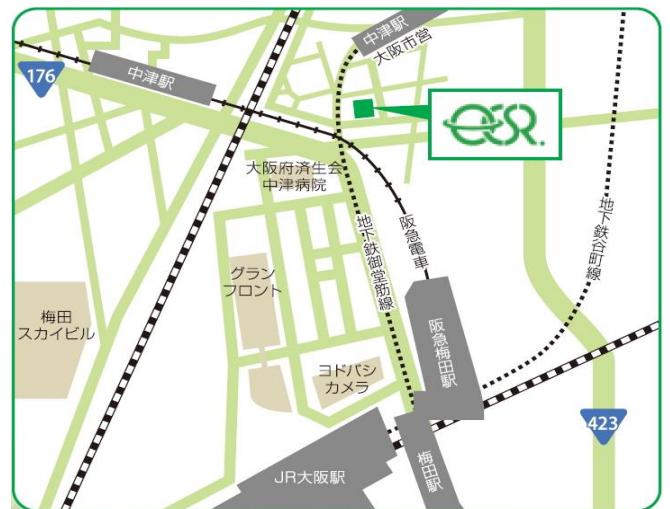
しかし食べてみると、濃厚なカレーです。

初めてスターバックスコーヒーを飲んだ時のような感動が味わえました！

皆さんも大阪でミャンマー文化を味わいませんか

大阪ホーチミン社労士事務所本店

代表社労士 森啓治郎



## 【発行・編集】

大阪ホーチミン社労士事務所 本店

大阪市北区豊崎3-20-9-705

メール「[info@ocsr.jp](mailto:info@ocsr.jp)」

F A X 「06-6131-4933」